

支援の対象者

下記の要件に該当する、在宅の方が対象となります。

病院や施設などに長期で入院・入所している方は、対象となりません。



区分	要件
高齢者	75歳以上の一人暮らしの方 75歳以上の高齢者のみの世帯の方 緊急通報装置の設置世帯の方
要介護認定者	要介護3以上の認定を受けている方
障がい者	身体障害者手帳1級・2級を持っている方 療育手帳A判定を持っている方 精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方
その他	上記以外の理由で、避難支援が必要と認められる方で、支援を希望し情報提供に同意した方

対象の要件のうち、「その他」に該当する方は、市防災対策室までご連絡ください。

手続きの流れ

- ▷市が把握している対象となる方へ、「制度のパンフレット」、「個人情報提供同意書」、「避難支援プラン(個別計画)」を11月中に送付します。11月末までに書類が届かなかった方は、市防災対策室までご連絡ください。
- ▷災害時の避難支援に備え、平常時から町会(自治会)や民生委員などの情報共有を図るため、情報提供について、「個人情報提供同意書」に同意の有無を記入してください。
 - 同意する方 → 同意します にチェックをつけ、「避難支援プラン(個別計画)」にも必要事項を記入し、返信用封筒により返送してください。
 - 同意しない方 → 同意しません にチェックをつけ、返信用封筒により返送してください。

【提供する個人情報】

住所、氏名、性別、生年月日、電話番号、支援を必要とする理由など

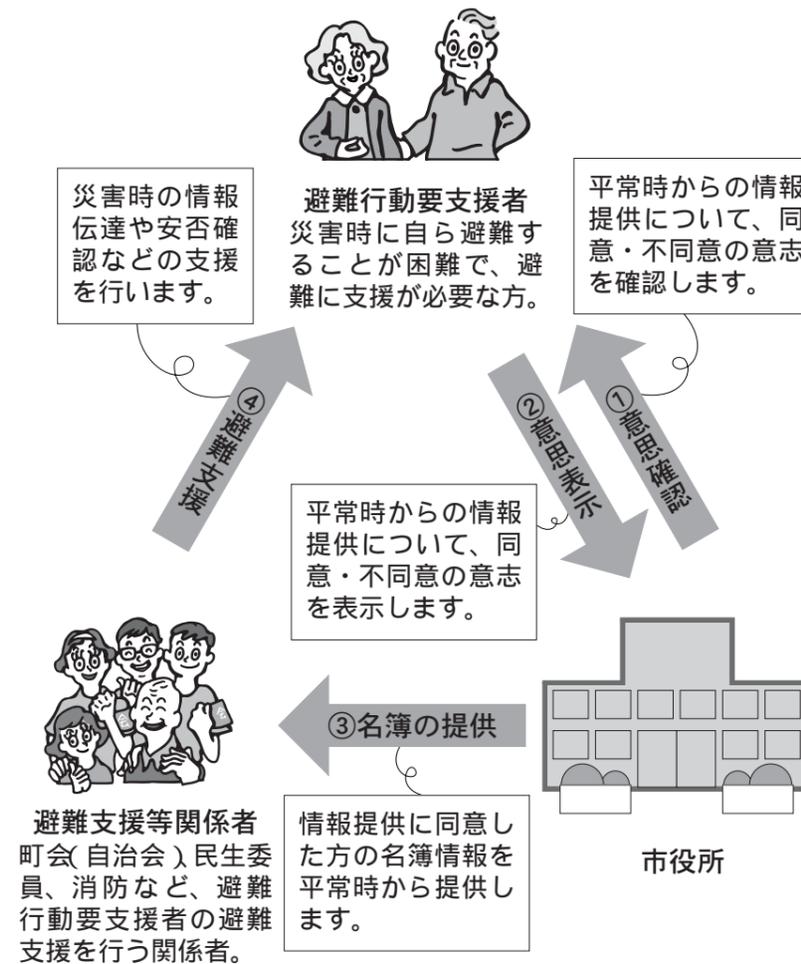
支援を受ける皆さんへのお願い

- ▷災害の状況によっては、支援する方も被災することがあるため、支援が遅れたり、困難な場合があるので、「自分の身は自分で守る」という自助の意識を持って、平常時から災害時の準備をしておきましょう。
- ▷この制度は、「地域の助け合い(共助)」によって、少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。平常時から近所の方と気軽に話ができる関係をつくりましょう。それが災害時に大きな力を発揮します。
- ▷町会(自治会)に加入していない方は、ぜひ、この機会に加入しましょう。加入は近隣の方に役員を尋ねて、加入の申し出をしてください。なお、役員がわからない場合は、市民連携室までお問い合わせください。

緊急告知FMラジオ販売中

災害時に自動で起動し、緊急情報をお知らせするラジオです。詳しくは、市防災対策室へ

《避難支援制度のしくみ》



避難行動要支援者の避難支援制度とは

災害対策基本法の改正により、平成26年度から災害時要援護者の名称は避難行動要支援者に変更となり、支援制度の見直しが行われました。この制度は、高齢の方や障がいのある方などのうち、風水害や地震などの災害時に、避難の支援が必要な方に、本人の同意に基づき、平常時から名簿情報を町会自治会や民生委員などの避難支援等関係者に提供し、情報を共有することで、災害時における避難を支援する制度です。

問合せ先 市防災対策室

災害時に迅速かつ円滑な支援を受けるためには、平常時から情報提供に同意していただくことが必要です。

もし、災害が起ったとき…
「自分で逃げられるだろうか」
「身体のことを事前に知っていて欲しい」
皆さんは、災害時の避難などに、不安を感じていませんか。
市は、高齢の方や障がいのある方など、自力で避難することが難しい方々を地域で見守り助け合う取り組みを進めています。
災害時に迅速かつ円滑な支援を受けるためには、平常時から情報提供に同意していただくことが必要です。

避難行動要支援者の避難支援制度 災害時に避難の 支援が必要な方へ